

2011年9月6日

環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦

担当ワーキンググループ主査 谷本 寿男

インド国「デリー高速輸送システム建設事業（フェーズ3）」

環境レビュー方針に対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・ 日時：2011年8月22日（月）14:00～16:00
- ・ 場所：JICA 本部（会議室：1階 111会議室）
- ・ ワーキンググループ委員：谷本委員、長谷川委員、日比委員、松行委員（松行委員は、ワーキンググループ会合には欠席したが、事前コメント・メール審議を通じて参加）
- ・ 議題：インド国「デリー高速輸送システム建設事業（フェーズ3）」環境レビュー方針についての助言案作成
- ・ 配付資料：
 - 1) 事前配布資料「環境レビュー方針」
 - 2) 環境影響評価（EIA）報告書（英文）
 - 3) 社会影響評価（SIA）報告書（英文）
 - 4) デリー交通公社環境管理マニュアル（英文）
 - 5) 環境社会配慮文書補足資料（廃棄物、地盤沈下にかかる実施機関への照会結果）（英文）
 - 6) スコーピング表（英文）

- ・ 適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）

全体会合（第 16 回委員会）

- ・ 日時：2011 年 9 月 2 日（金）15:30～18:30
- ・ 場所：JICA 研究所 600 号研修室

上記の会合に加え、メール審議により助言を確定した。

助言

総論

1. フェーズ1及びフェーズ2から特に得られた環境社会配慮上の教訓や留意事項が活かされていることを確認すること。
2. 代替案分析において環境社会的側面が、交通、経済・財務といった他の側面とどのような評価軸やプロセスを用いて比較考量され、最終的な代替案決定に至ったのかを確認すること。

環境影響

環境管理計画・実施体制

3. 公害関連として、「環境影響緩和策及び環境モニタリングのための実施体制・組織」を確認すること。
4. EIA 報告書 6.30 頁の 6.5 の最初の段落で、環境社会配慮を行う上で環境が軽視されており環境教育・訓練プログラムの必要性が強調されている。そのための具体的方策が EMP にしっかり位置付けられていることを確認すること。

汚染対策

5. 工事は乾期に行われ、工事中や運搬の際に発生する砂埃は、周辺住民に対して負の影響があると考えられることから、それらの砂埃の飛散量や範囲を調査し、必要であれば緩和策を策定していること、そして、それらを周辺住民に周知する計画となっていることを確認すること。
6. 掘削された井戸からの取水、公共水道を使用する場合、周辺住民の水利用に負の影響を与えることが想定される。このことから、井戸の掘削なり公共水道の使用にせよ、これらの新たな大量の水使用にともなう負の影響に対する詳細な緩和策を策定していること、そして、それらを周辺住民に周知する計画となっていることを確認すること。

7. 本事業で想定される掘削土量 13.17Mm³ に対して、駅舎やデポでの埋め立てで 2.42Mm³ 使用され、残りの 10.75Mm³ は、environmental friendly manner に処理されるとされているが (EIA4.5.3 Page4.9)、この処理の方法や場所などを具体的に決定し、それによる自然社会環境に与える影響を評価するとともに、負の影響が予想される場合には、その緩和策を策定していること、そして、それらを公表する計画となっていることを確認すること。

自然環境

8. スコーピング・マトリクスの「地球温暖化」の項目に関し、樹木伐採の影響についても評価していることを確認すること。
9. 本事業の実施により自然環境（生態系）への影響があり、報告書における評価は最終的には樹木伐採、代替植樹に集約されているが、その理由を確認すること。

社会影響

総論

10. SIA において、negative impact としての loss of community への評価・対応が行われていることを確認すること。

住民参加・情報公開

11. すでに行われたアンケートの調査方法の内容（実施時期、配布・回収方法、回収数、有効回答率）とともに、自由記述欄の回答の要約も示されるようになっていることを確認すること。
12. SIA 報告書要約版がヒンディー語にて作成され、全被影響住民に配布される予定とあるが、字が読めない人でも内容が分かるような措置が執られていることを確認すること。
13. 環境レビュー方針の中に、住民移転の実施段階において住民協議を開催するとの記載があるが、今後行われる住民協議に際しては、告知方法や開催日時など、より多くの住民が参

加できるようになっていることを確認すること。

補償内容・生計回復支援策

14. loss of common properties への対応として、集団移転をする場合、学校、保健施設や宗教施設など必要な施設が移転される計画であることを確認すること。
15. 生計手段を喪失する被影響住民や、社会的弱者が工事段階において優先雇用をされ、職業訓練機会の提供が行われるとあるが、その際に学歴が低いことや、有力者とのつながりの欠如、あるいは書類を書けないなどの理由で、優先雇用や職業訓練機会が受けられないことがないことを確認すること。
16. Assistance for squatter and encroachers に関し、2007年3月31日以前は、Rehabilitationの対象となり、2007年3月31日以降では Compensation for loss of structure の対象とされているが (SIA7.2 Page72)、この Rehabilitation と Compensation for loss of structure の内容をより詳細に確認するとともに、対象となる PAPs に周知する計画となっていることを確認すること。
17. 適格な(弱者の) PAPs は、技能向上のための訓練を受けることができるとされているが、その訓練の種類や内容をより詳細に確認するとともに、PAPs に周知する計画となっていることを確認すること。

以 上